		カ　緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるよう適切な措置を講ずること。また、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合は、ユーザに通知する措置を講ずること。	◎	◎	◎	—	—
		キ　利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。	○	○	○	—	—
		ク　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。また、インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。	◎	◎	◎	—	—
		ケ　インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。	◎＊	◎＊	◎＊	—	—
2．事故発生時の取組							
	⑴　報告、記録、措置及び周知	ア　迅速な原因分析のための関連事業者等（接続先、委託先、製造業者等をいう。）との連携を図るよう取り組むこと。	◎	◎	◎	○	○
		イ　速やかに故障を検知し、故障装置を特定すること（サイレント故障への対処を含む。）。	◎	◎	◎	○	○
		ウ　障害の最小化対策を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
		エ　事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）をあらかじめ準備し、速やかに実施すること。	◎	◎	◎	○	○
		オ　一次措置が機能しない場合にとるべき措置（二次措置（関連部門や機器等の製造・販売を行う者による措置等））を速やかに実施すること。	◎	◎	◎	○	○
		カ　接続電気通信事業者との連携を図るよう取り組むこと。	◎	◎	◎	—	—
		キ　サービス復旧のための手順及びとるべき措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
		ク　ふくそう発生時には必要最小限の通信規制を実施すること。	◎	◎	◎	—	—
		ケ　重要通信を扱う場合は、ふくそう発生時等に当該重要通信を優先的に取り扱うこと。	◎	◎	◎	—	—
	⑵　情報提供	ア　事故・ふくそうが発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	—	—
		イ　情報通信ネットワークの事故・障害の状況を適切な方法により速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	—	—
		ウ　事故情報の利用者への提供窓口、方法、場所等に関する情報はあらかじめ利用者に周知すること。	◎	◎	◎	○	—
		エ　情報の提供方法については利用者が理解しやすいように工夫すること。	◎	◎	◎	○	—
		オ　情報提供の手段を多様化すること。	◎	◎	◎	○	—
		カ　利用者と直接対応する販売代理店等に事故の詳細を周知すること。	◎	◎	◎	—	—
		キ　仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	—	—
3．事故収束後							
	再発防止策	ア　事故の規模にかかわらず、事故発生時の記録等に基づく原因の分析・検証を行い、再発防止策を策定すること。	◎	◎	◎	—	—
		イ　事故の分析・検証を開始してから再発防止策を講じるまでのスケジュールを構築すること。	◎	◎	◎	—	—